

# SoftBank 光 Netflix パック サービス利用規約

ソフトバンク株式会社

## 第1条（規約の適用）

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「Netflix パック」（以下、「本サービス」といいます。）の利用契約に適用されるものとします。
2. 会員は本サービスの利用にあたり、本規約の他に、Netflix 合同会社が定める「Netflix 利用規約」に同意し、かつ会員と当社との間でも同規約が適用されることへ同意するものとします。当社と会員との間の同規約の適用にあたっては、同規約の「当社」はソフトバンク株式会社と読み替えて適用するものとします。
3. 本規約と「Netflix 利用規約」との間で齟齬が生じた場合は、本規約が「Netflix 利用規約」に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法で会員に通知することにより本規約（料金表等を含みます。）を変更することがあります。その場合には、利用料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

## 第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味を有します。

1. 「利用契約」とは、本サービスを利用するために申込者と当社の間で、本規約に基づき締結される契約をいいます。
2. 「申込者」とは、本サービスへ申し込みを行った者をいいます。
3. 「会員」とは、申込者のうち当社との利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
4. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供する電気通信サービスの総称をいいます。
5. 「SoftBank 光回線」とは、SoftBank 光に係る会員回線をいいます。
6. 「SoftBank 光契約」とは、当社から SoftBank 光の提供を受けるための契約をいいます。
7. 「SoftBank 光会員」とは、当社と SoftBank 光の契約を締結している者（法人名義または任意団体名義の場合を除く）をいいます。
8. 「本サービス」とは、当社が会員に Netflix サービス（Netflix 利用規約で定義するところによります。以下同じ。）の利用権利および SoftBank 光の基本料から月額 110 円の特別割引（以下「SoftBank 光 Netflix パック割引」といいます。）を提供するパッケージサービスをいいます。
9. 「視聴プラン」とは、Netflix サービスの動画視聴プラン（プレミアムプラン／スタンダードプラン／ベーシックプラン）をいいます。
10. 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。

## 第3条（契約の単位）

会員は、1つの SoftBank 光契約に対して、1つの利用契約を締結することができます。

## 第4条（申し込みの資格）

本サービスは、SoftBank 光会員または SoftBank 光に申し込みを行った者（法人名義または任意団体名義の場合を除く。以下同じ）に限り、申し込みができるものとします。なお、SoftBank 光契約の品目が「ファミリー・ライト」の場合は、本サービスへ申し込みできないものとします。

## 第5条（契約申し込みまたは視聴プラン変更の方法）

1. 本サービスを申し込むときは、本規約およびNetflix利用規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続に従って利用契約の申込みを行うものとします。
2. 申込者は、前項に定める申込みに際して申込者自身に関する情報を正確に登録するものとし、登録内容に不備があったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は、一切その責任を負いません。
3. 会員は、当社所定の手続きに従って視聴プラン変更の申込を行うものとします。

#### 第6条（契約申し込みまたは視聴プラン変更の承諾）

1. 本サービスの契約は、以下の場合に成立するものとします。
  - (1) SoftBank 光の契約成立前に本サービスを申し込む場合、SoftBank 光の利用契約が成立した日を契約成立日とします。
  - (2) SoftBank 光の契約成立後に本サービスを申し込む場合、当社がその申込みを受諾した日を契約成立日とします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき、また誤記、記載漏れがあったとき。本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 申込者が実在しないときまたはその恐れがあるとき。
  - (3) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
  - (4) 申込者が当社の提供する他のサービスの利用料金等の支払いをなさず、または遅延したとき。
  - (5) 過去に不正使用などにより利用契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。
  - (6) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
  - (7) その他当社が会員とすることを不相当と判断する合理的な事由があるとき。
3. 視聴プランの変更は、当社が視聴プラン変更の申込を承諾した日に完了します（以下「視聴プラン変更完了日」といいます）。

#### 第7条（本サービス提供の終了）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 利用契約に係るSoftBank 光契約が理由の如何を問わず終了した場合および利用契約に係るSoftBank 光契約の契約品目について、「ファミリー・ライト」へ変更された場合、本サービスの利用契約は当然に終了し、本サービスの提供は終了するものとします。
3. 第1項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめ本サービスの提供を終了する日を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第8条（会員による契約解除）

1. 会員は、利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知して頂きます。
2. 会員が、当社の定める方法で当社に対し解約を申し出た場合、解約の申出日の属する月の末日（以下「解約成立日」といいます）をもって本サービスの利用契約を解約できます。
3. 会員は、解約成立日が属する月の利用料金を支払うものとします。

#### 第9条（当社による契約解除）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、利用契約を解除できるものとします。

- (1) 第 20 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された会員が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その事実を解消しないとき。ただし、当社は、第 20 条（利用停止）第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、本サービスの利用停止をしないで利用契約を解除できるものとします。
  - (2) 第 7 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。
  - (3) 会員に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
    - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
    - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
    - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
    - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
2. 利用契約が解除された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払い債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

#### 第 10 条（利用契約終了後の処置）

事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る会員の一切の責務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまでは消滅しません。

#### 第 11 条（利用料金）

1. 本サービスの課金開始日は、第 6 条（契約申し込みまたは視聴プランの承諾）に定める契約成立日とします。
2. 本サービスの視聴プラン変更があった場合、本サービスの利用料金は第 6 条（契約申し込みまたは視聴プランの承諾）3 項に定める視聴プラン変更完了日に変更するものとします。この場合、視聴プラン変更完了日の前日まで従前の視聴プランに応じた利用料金を適用し、視聴プラン変更完了日より変更後の視聴プランに応じた利用料金を適用するものとします。視聴プラン変更完了日が各月の初日以外の日である場合、変更前の視聴プランに応じた利用料金と変更後の視聴プランに応じた利用料金とで日割り計算します。
3. 当社が提供する本サービスの利用料金等は別途定めるところによります。

#### 第 12 条（利用料金の支払義務）

1. 会員は、利用契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日までの期間について、当社が別途定める利用料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。但し、当社の故意または重過失により本サービスを利用することができない状態が生じた場合を除きます。
  - (1) 利用停止があったときは、会員は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、会員は、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

#### 第 13 条（延滞利息）

会員は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

#### 第 14 条（利用料金計算方法等）

1. 当社は、会員がその契約に基づき支払う利用料金について、本規約に別段の定めがある場合を除いて毎月暦月末日をもって締切り、当該月末日が属する料金月の利用料金を請求するものとします。
2. 契約成立月の利用料金およびSoftBank 光 Netflix パック割引の割引金額については、第11条（利用料金）に定める課金開始日から起算し当該月末までの間の利用料金等を日割り計算するものとします。
3. 日割り計算を行う場合は当該月の暦日数を用いて行うものとし、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を四捨五入するものとします。
4. 本サービスの契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には、解除または解約された月の末日までの利用料金等をお支払いいただくものとします。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する利用料金月の起算日を変更することがあります。

#### 第15条（端数処理）

当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。なお、第14条（利用料金計算方法等）3項に定める日割り計算を行う場合は、この限りではありません。

#### 第16条（利用料金等の支払）

1. 会員は、利用料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する支払方法において支払って頂きます。
2. 会員は、利用料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。
3. 当社は、利用料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者へ委託できるものとします。

#### 第17条（消費税相当額の加算）

第12条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別途定める利用料金の支払いを要するものとされている額は、当社が別途定める額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第18条（本サービスの変更、追加）

当社は、理由の如何を問わず、また、何ら責任を負うことなく、本サービスの全部または一部の変更および追加ができるものとします。

#### 第19条（利用中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの一部または全部を中止または中断する場合があります。
  - (1) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
  - (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。
  - (3) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、本サービスの中止または中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。但し、本サービスの中止または中断につき、当社に故意または重過失がある場合を除きます。

#### 第20条（利用停止）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (2) 会員が当社と契約を締結しているまたは締結していた他の SoftBank 光等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) 本サービスの利用料金の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
  - (4) SoftBank 光の提供を停止されたとき。
  - (5) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
  - (6) 第 21 条（禁止行為）の規定に違反したとき。
  - (7) 会員が当社が提供する他のサービスの会員となっている場合で、当該サービスについて利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
  - (8) 当社に損害を与えたとき。
  - (9) その他、いずれかの条項に違反したとき。
  - (10) その他、本サービスの利用にあたり合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為をしたとき。
2. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの期間については、会員はサービス利用料金の支払い義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第 21 条（禁止行為）

1. 会員は本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - (3) 他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
  - (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
  - (5) 他の会員または第三者に不利益を与える行為。
  - (6) 自己または第三者の営利を目的とする行為。
  - (7) 本サービスの提供および運営を妨げるような行為。
  - (8) 法令に違反しまたは違反のおそれのある行為、あるいは法令に違反しまたは違反のおそれのある情報を他の会員に提供する行為。
  - (9) 本サービスの信用を毀損するような行為。
  - (10) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
  - (11) その他、その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為。
2. 会員が前項記載の禁止行為に違反し、当社、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。また、会員が本サービスの利用により、他の会員または第三者と紛争が生じた場合には、会員は、自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。

## 第 22 条（会員の氏名等の変更の届出）

1. 会員は、その氏名、名称、住所若しくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。
2. 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類の提示を依頼させていただくことがあります。

## 第 23 条（権利の譲渡）

1. 会員は、会員としての地位、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

#### **第 24 条（責任の制限）**

当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときに限り、会員の損害の賠償に応じるものとします。

#### **第 25 条（免責事項）**

1. 当社は、第 7 条（本サービス提供の終了）、第 19 条（利用中止）、第 20 条（利用停止）の規定により本サービス提供の終了、利用中止並びに利用停止に伴い生じる会員の被害について、一切の責任を負いません。
2. Netflix サービスは、Netflix 合同会社が定める Netflix 利用規約に基づき提供されるものであり、Netflix サービスの利用に関して発生したトラブル等については、当社に故意または重過失のある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

#### **第 26 条（通知・連絡等）**

1. 当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。
2. 当社が、ホームページへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから 24 時間を経過した時に、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発信した時に、効力を生じるものとします。

#### **第 27 条（第三者への委託）**

当社は、本規約に基づく業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

#### **第 28 条（パーソナルデータの取り扱い）**

当社は、会員および申込者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

#### **第 29 条（法令に規定する事項）**

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### **第 30 条（紛争の解決）**

1. 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2. 本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。

#### **第 31 条（分離可能性）**

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### **第 32 条（準拠法）**

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

(2023年1月18日制定実施)